

## 第4章 水道メーター

## 第4章 水道メーター

### 4.1 水道メーター設置の基本事項

(条例)

第22条 第2項 メーターは、管理者が給水装置に設置し、その位置についても管理者が定める。

(規程)

第5条 メーターは、給水栓で直接給水するものについては、専用給水装置ごとに設置し、受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに設置する。ただし、受水槽を設ける集合住宅等で、地形その他の事情により、管理者が必要であると認めた場合においては、住宅ごとにこれを設置することができる。

#### 1. 専用給水装置

1つの給水装置に1つの計量器（1メーター）、1つの給水契約（使用者）を原則とする。

- (1) メーターは1世帯又は1か所ごとに1個を設置する。
- (2) 同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置することができる。（受水槽も含む）

例) 学校、病院、工場、倉庫、車庫、駐車場など

- (3) 1つの建築物であっても、構造上2戸以上の住宅又は店舗や事務所として独立して使用されるものについては、それぞれに1個のメーターを設置する。

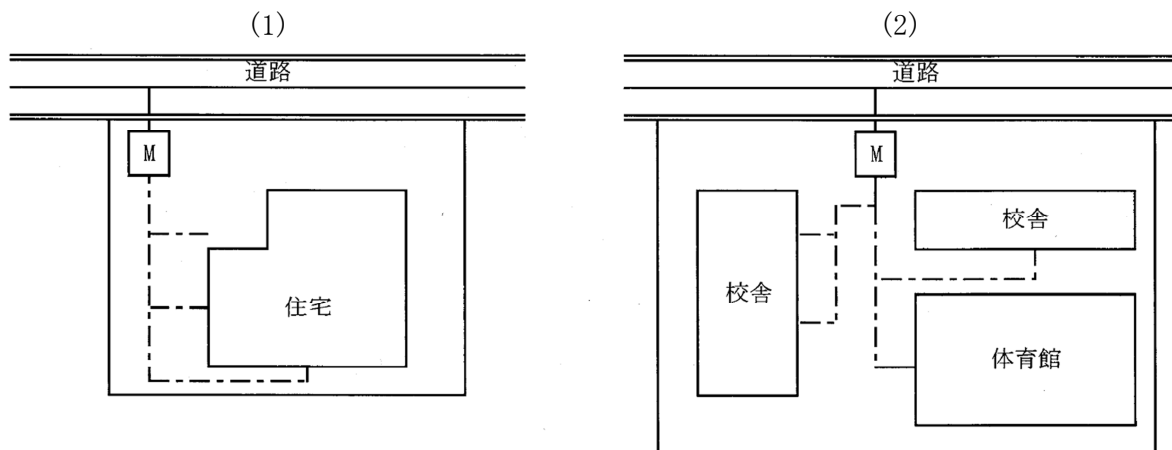
例) アパート、ショッピングセンター、テナントビルなど

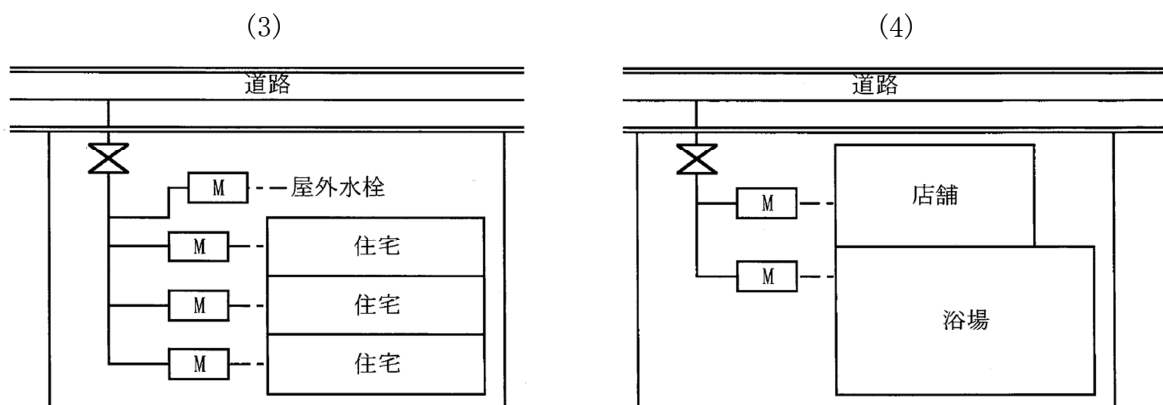
- (4) 料金体系が異なるものについては、それぞれにメーターを設置する。

#### 2. 私設消火栓

工場や学校などの敷地内に設置する場合、メーターは必要としないが、使用時には届出が必要である。

図4-1 メーター設置例





#### 4.2 水道メーターの設置位置

メーターの設置位置は、管理者が定める(1.5mを標準)が、次の各号に留意して定めることとする。

- (1) 道路と宅地の境界に近接する、給水装置所有者の宅地内とする。
- (2) 検針、取替及び維持管理が将来ともに容易に行えるよう十分考慮し設置すること。  
(駐車スペース、自動車置場等、メーターの周囲や上にもものを置くことが考えられる場所には設置しない)
- (3) 雨水及び下水等が流れ込む恐れのない場所に設置し、常に乾燥しており、汚染及び凍結が生じないようにすること。
- (4) 給水栓より低い位置で、水平に取り付け、逆取り付けに注意すること。
- (5) アパート等で複数戸に給水する場合には、設置されたメーターと各部屋との相対関係がわかりやすいように設置するとともに、現地での設置に際しては十分に注意すること。

#### 4.3 水道メーターの規格

三条市で使用するメーターは表 4-1 のとおりである。

表 4-1 三条市上下水道課使用メーター一覧

呼び径	計量部の形式	全長	ねじ外形及びフランジ孔径	計量範囲
13※1	接線流羽根車式 乾式直読式	100	26.4	100
20※1		190	33.2	
25※1		225	41.9	
30※2		230	47.8	
40	たて型軸流羽根車式 乾式直読式	245	59.6	
50		245	75.2	
75	たて型軸流羽根車式 直読式伸縮補足管付	630	4×19 (n×φd)	
100		750		

※1 φ13mm～φ25mmは指示部回転式の水道メーターとする。

※2 既設メーターの参考値。新設は認めない。

#### 4.4 磁気水器等の取扱いについて

給水装置の外側に取付ける磁気水器等は、給水装置に該当しないが、メーター取替や磁力による計量への影響が懸念されるため、メーターボックス内の設置を避け、メーターから 50cm 以上の距離をとって、計量やメーター取替に支障のない位置に設置すること。